

会 派 民 主 要 望 項 目 一 覧

令和2年度9月補正

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>＜新型コロナウイルス感染症に関すること＞</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(1) 交通事業者等支援のために実施されている医療従事者へのタクシー利用助成事業について、公立病院に勤務する医療従事者も対象とするとともに、通勤以外の業務にも用途を広げること。</p>	<p>公立病院の職員については、通勤手当支給との兼ね合いもあり、通勤用途でのタクシー利用助成の適用は適当ではないが、県立病院について、業務の場面で必要に応じてタクシーを活用して、医療従事者の身体的・精神的負担軽減を図っていきたい。</p> <p>また、医療従事者のタクシー利用助成制度において、通勤以外の用途に広げることについて、関係機関の意見を聞いたうえで、必要に応じて柔軟に対応していく。</p>
<p>(2) 感染がなお拡大し、通常通りの業務の継続が困難な事業所が多くあることを鑑み、国の雇用調整助成金について、9月30日までとなっている特例措置の実施期間を、今年度末まで延長するよう国に強く要望すること。</p>	<p>現行で9月末日までとされる雇用調整助成金の緊急対応期間について、10月以降も延長するよう、8月8日、全国知事会を通じて国に要望したところであり、今後とも実現に向けて国に求めていく。</p>
<p>(3) 飲食店等施設に対する県の協賛店制度（ステッカー交付）について、感染防止対策が確実に実施されるように啓発・指導を進めること。</p>	<p>7月下旬に県内で新型コロナウイルス感染者が増加したこと、及び夏休み、お盆により観光・帰省客など人の往来が増えることなどから、県版ガイドラインを改訂（8月7日）し、全ての飲食店や宿泊施設等に対して本ガイドラインを参考に感染予防対策を徹底していただくよう通知を行ったところであり、感染防止対策が十分に実施されるよう今後も啓発等を行っていく。</p> <p>また、各保健所において、食品衛生法に基づく許可・更新時に感染拡大予防ガイドラインを再度周知するとともに、協賛店を含む飲食店等の監視指導時にガイドラインの遵守状況を確認の上、感染予防対策に係る助言を行っていく。</p> <p>なお、7月に「新型コロナ克服くらしの安心相談・応援窓口」を設置したところであり、感染拡大防止対策等に関する相談への対応や、現地指導等を行った対応を行っていく。</p>
<p>(4) 福祉施設でクラスターが発生した場合のBCP整備をすること。</p>	<p>社会福祉施設で新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合、感染者の認知症の進み具合や障がいの状況等によっては施設にとどまっていた療養も必要となることから、それによって生じるマンパワー不足に備え、県老人福祉施設協議会など関係機関との相互応援協定の締結のほか、施設への医療チームの派遣などの体制整備を進めていく。</p> <p>また、専門家チームによる施設の現地指導や、施設職員を対象とした研修会等を実施しているところであり、今後も引き続き、社会福祉施設における感染予防の取組を進めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(5) 診療所等医療機関における有症状者に対する簡易抗原検査を「行政検査」とするよう県との委託契約を進めること。</p> <p>県は、医師会等と連携し、「行政検査」、「委託契約」等の手続情報を診療所等の医療機関に広報すること。</p> <p>第3波や秋・冬のインフルエンザまんえん時期に備え、市中のクリニック等診療所や医療機関でもPCR・抗原検査の検体を採取し、検査を円滑にできるように県から指針を示し、支援すること。また、検査に必要な防護備品の在庫状況を把握し、備蓄・提供を行うこと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の検査については、検体採取時の感染管理が重要であり、診療所も含めた医療機関の理解促進が必要である。まずは、今後のインフルエンザ流行シーズンも踏まえた体制を整備していくことに取り組んでいく。</p> <p>なお、行政検査への協力の申し出のあった医療機関に対しては、院内の動線の分けのほか、医療従事者の十分な感染対策がされていることを確認した上で、個別に委託契約を締結しているところである。</p>
<p>2 新型コロナウイルス感染者の公表の仕方について</p> <p>(1) 公表により個人の特定が可能にならないように配慮すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染者判明時の報道対応については、8月7日に県政記者クラブと申合せを行い、陽性患者本人の了解が得られた範囲で、年代、性別、居住地、職業、症状、行動歴、濃厚接触者の状況、現在の患者の状況等の基本情報を資料提供することとし、個人の特定に繋がらないよう配慮しているほか、感染者の退院情報の公表を取り止める見直しを行ったところであり、感染拡大防止の観点から必要ないものは公表しないこととする。</p> <p>また、ホームページに掲載する感染者の個別の状況は、入院後14日間を経過した後は非公開とし、基本情報として年代、性別、居住地等の最小限の属性のみを一覧掲載することとしており、個人のプライバシー保護を図っている。</p> <p>今後も個人の特定に繋がらないよう留意しながら実施していく。</p>
<p>(2) 具体的に感染者等を誹謗中傷・差別等から守る更に強い措置を講じること。</p>	<p>「鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」を踏まえ、感染者等への誹謗中傷を防ぎ、名誉毀損や不法行為等に対して迅速に対応するため、弁護士会及び警察と連携して、被害者等を支援するための共同宣言を検討している。</p> <p>また、県としてインターネット上の書き込み等のモニタリングを実施し、悪質な書き込みや画像を保存し、被害者が名誉棄損などで訴訟を起こす際に証拠品として保存したデータを提供するなどして被害者を支援していく。</p>
<p>(3) 人権相談窓口を明確に周知すること。</p>	<p>ホームページやチラシ等により、人権相談窓口(鳥取県人権尊重の社会づくり相談ネットワーク)の案内を積極的に行うとともに、患者、家族、関係事業所等へ対しては、保健所から案内を行う。また、被害者に寄り添い、名誉毀損や業務妨害等の犯罪行為、不法行為(損害賠償責任)については、警察への通報や弁護士相談の活用を行うなど、迅速に対応していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><その他県政の諸課題に関する事></p> <p>3 ロービジョン対応として、緊急車両（消防車・救急車等）の出入り口歩道へのオレンジブロック設置を検討すること。</p>	<p>「オレンジ色」の視覚障害者誘導用ブロックについては、昨年度から国道431号の歩道（米子市東福原地内）と、県道木地山倉吉線の歩道（倉吉市役所第2庁舎駐車場前）の2箇所において利用の多い駐車場出入口の注意喚起を目的とした試験施工を行っており、現在、その効果、製品の性能等について福祉関係団体の意見を聞くなどして調査を行っているところ。</p> <p>緊急車両（消防車・救急車等）の出入り口における注意喚起について、ロービジョンの方の安全を確保できるよう、効果的な手法を検討していきたい。</p>